

契約の一方当事者に倒産手続が開始した場合の規律について

(なお、下線部は、部会提案のある部分である)

第1 基本的考え方

1 再建型手続

原則：双方未履行の双務契約における基本的規律を適用

倒産債務者(管財人)が、履行か解除を選択する

原則は、履行(解除するには、裁判所の許可または監督委員の同意)

例外：例外を設ける必要があるか

目的物交付前の相手方の保護が必要か

消費貸借について、貸主の解除権

使用貸借について、貸主の解除権

特別の保護

雇用について、使用者に再建型倒産手続が開始した場合の労働者保護の必要性(使用者の解除権の制約)

賃貸借について、貸主に再建型倒産手続が開始した場合の借主保護

2 破産手続

原則：双方未履行双務契約における基本的規律を適用

破産管財人が、解除か履行を選択する

原則は、解除(履行を選択するには、裁判所の許可)

例外：

目的物交付前の諾成契約は、原則、当然に終了する(失効する)

目的物交付前の消費貸借(消費貸借の予約を含む)、使用貸借、寄託
相手方の利益を保護する必要がある場合、相手方に解除権を認める

請負の注文者破産、役務提供の役務受領者破産、委任の委任者破産

雇用の使用者破産

相手方の特別な保護

賃貸借の貸主破産の場合の借主保護

第2 消費貸借

消費貸借の予約を認める場合に、一方当事者に倒産手続が開始した場合
諾成契約成立後、金銭交付前に、一方当事者に倒産手続が開始した場合

1 再建型手続

双方未履行の双務契約における基本的規律を適用(準用というべきか)
【論点】借主について手続開始の場合に、貸主に解除権を認めるか

2 破産手続

契約は、当然に終了する。(「失効する」のか「終了する」のか)

第3 賃貸借

1 再建型手続

双方未履行の双務契約における基本的規律を適用
貸主について手続開始の場合、対抗要件を具備した借主の保護

2 破産手続

双方未履行の双務契約における基本的規律を適用
貸主について手続開始の場合、対抗要件を具備した借主の保護

第4 使用貸借

契約成立後、目的物交付前に、一方当事者について倒産手続が開始した場合
双方未履行の双務契約と類似の関係

1 再建型手続

双方未履行の双務契約における基本的規律を適用(準用というべきか)
【論点】借主について手続開始の場合、貸主に解除権を認めるか

2 破産手続

契約は、当然に終了する

なお、目的物交付後は、民法の返還に関する規定に従う(民法597)。

第5 請負

1 再建型手続

双方未履行の双務契約における基本的規律を適用
注文者の任意解除権の行使は可能(民法641)

2 破産手続

双方未履行双務契約における基本的規律を適用
ただし、注文者破産の場合に、請負人に解除権を認める(民法642)

【論点】仕事が完成した後は、請負人に解除権を認める必要はないのではないか。
請負人破産の場合に、管財人が履行の選択をしても、注文者は、任意解除権の行使は可能(民法641)

第6 役務提供

1 再建型手続

双方未履行の双務契約における基本的規律を適用

相手方は、民法の任意解除権の規定（それを置けば）による解除も可能

2 破産手続

双方未履行双務契約における基本的規律を適用

相手方は、民法の任意解除権の規定(それを置けば)による解除も可能

【論点】 役務受領者破産の場合に、役務提供者に解除権を認めるか

請負と同じ利害状況とみるか。成果完成型が原則ではない。

履行割合型が原則とすれば、請負と異なり、役務受領者破産管財人の選択に委ねるという考え方もありうる。

第7 委任

1 再建型手続

双方未履行の双務契約における基本的規律を適用

相手方は、民法の任意解除権の規定による解除も可能(民法651)

2 破産手続

【論点】

委任者破産の場合：財産の管理処分に関する委任は当然に終了する。

それ以外について、双方未履行の双務契約の規律を適用するか

管理処分権原外として特に定めないか。

受任者に解除権は認める。

受任者破産の場合：双方未履行の双務契約における基本的規律を適用

委任者に解除権を認める。

第8 雇用

1 再建型手続

双方未履行の双務契約における基本的規律を適用

【論点】 使用者について再建型手続開始の場合に、当然に解除できるか

2 破産手続

双方未履行の双務契約における基本的規律を適用

ただし、使用者破産の場合、労働者は解約できる（民法631、労働者の保護）

労働者破産の場合、労働契約は、管財人の管理処分権の対象外（介入はできない）。

第9 寄託

1 目的物寄託後の場合

双方未履行の双務契約における基本的規律を適用

相手方は、民法の返還に関する規定による返還請求も可能(民法662、663)

2 目的物寄託前に、一方当事者に倒産手続が開始した場合

再建型手続

双方未履行の双務契約における基本的規律を適用

相手方は、民法の解除に関する規定による解除も可能

破産手続

契約は、当然に終了する。

第10 売買・交換

双方未履行の双務契約における基本的規律を適用

第11 贈与

【論点】

1 目的物交付前に、一方当事者に倒産手続が開始した場合

再建型手続

規定を設けない

破産手続

契約は当然に終了するものとしてはどうか

2 負担付贈与の場合

双方未履行の双務契約における基本的規律を適用

ただし、受贈者破産の場合に、贈与者に解除権を認めてはどうか

第12 規定の位置

【論点】

甲案： 民法に、破産、再生、更生の各場合の規定を置く

乙案： 民法に、破産の場合の規定を置く

再生法と更生法に、それぞれの場合の規定を置く

丙案： 破産法、再生法、更生法に、それぞれの場合の規定を置く